

「宮崎市建設キャリアアップシステム活用に関する実施要領」Q&A

Q1 建設キャリアアップ（CCUS）とは何か。

A1 建設キャリアアップシステム（CCUS）とは、建設技能者の保有資格や現場での就業履歴などを登録・蓄積し、技能者の処遇改善や技能研鑽、現場管理の効率化を図るために構築されたシステムであり、技能者が自らの資格と就業履歴を証明することが可能となり、適正な評価と処遇が受けられることが期待されます。

また、事業者としては、現場管理の効率化、書類作成や事務作業の簡素化を図ることが可能となります。

Q2 どのような工事が対象となるのか。

A2 原則として、宮崎市が発注する全ての工事を対象とし、活用については受注者希望型とします。

Q3 契約時点で事業者登録が完了していない場合、CCUS 活用を希望することはできるか。

A3 元請事業者が落札時点で登録が完了していなくても登録予定があれば CCUS 活用を希望することは可能です。発注者と協議のうえ、現場着手日までに施工計画書（当初）を提出してください。

Q4 施工計画書（当初）に CCUS 活用の記載がない場合はどのように対応するのか。

A4 施工計画書（当初）に CCUS 活用に関する記載がなければ、活用工事の対象外と判断します。

Q5 施工計画書（当初）に記載する場合、具体的にどのような内容を記載するのか。

A5 活用の条件（事業者登録、技能者登録、管理者 ID 登録、カードリーダー設置）ごとに実施予定を記載します。

<記載例>

- ・事業者登録：元請（登録済）、1 次下請 2 社（新規登録）を登録
- ・技能者登録：元請下請あわせて○名を登録（うち新規△名）
- ・管理者 ID 登録：管理者として、○○太郎（主任技術者）を登録
- ・カードリーダー設置：カードリーダー 1 台を購入し、現場事務所に設置

Q6 施工計画書（当初）に CCUS 活用内容を記載していなかった工事で、工事着手後に受注者から CCUS 活用に取り組みたい旨の申し出があった場合はどうなるか。

A6 受注者の判断で、独自に CCUS 活用に取り組んでいただくことは構いません。
但し、工事成績評定の対象となる CCUS 活用工事としては取り扱いません。

Q7 「技能者」の定義はありますか。また、一人親方を含むとしている理由は何か

A7 法令上、技能者（技能労働者）の定義はありません。建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者を「技能者」と呼んでいます。

一人親方は、①個人事業者として入場する場合と、②雇用契約を締結した雇用労働者として入場する場合があります。①と②いずれの場合であっても、技能者として扱います。

Q8 主任技術者等の「技術者」は「技能者」に含まれますか。

A8 現場で従事する場合に限り、主任技術者等いわゆる「技術者」も対象になります。

Q9 不測の事態により CCUS 活用工事ができなくなった場合はどのように対応するのか。

A9 CCUS 活用工事の遂行が困難になった場合は、受発注者間の協議により、活用工事の対象外とすることができます。その際は、変更施工計画書を作成し、速やかに発注者へ提出します。

Q10 CCUS 活用を確認するための提出書類はなにか。

A10 以下の書類を提出してもらいます。

【施工計画書の提出時】

- ①CCUS 活用内容を記載した「施工計画書」
- ②CCUS 登録事業者であることが確認できる書類（元請事業者のみ）
「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール（写し）」

【現場着手後】

- ③管理者 ID 登録が確認できる書類「現場管理者 ID 登録登録完了メール（写し）」
- ④カードリーダー設置状況が確認できる書類「現場状況写真」
- ⑤就業履歴が確認できる書類「就業履歴一覧表（月別カレンダー）」

Q11 管理者 ID 登録とは何か。

A11 事業者情報登録をすると「事業者 ID」と「管理者 ID」が取得できます。

「管理者 ID 登録」とは、元請事業者が取得した「管理者 ID」により「現場・契約情報」を登録するために、「現場管理者」を登録することです。

「現場管理者」を登録すると「現場管理者 ID」が付与され、元請事業者に所属する各現場の現場管理者が CCUS にログインして使用することができます。

Q12 「現場・契約情報」とは何か。

A12 元請事業者は、現場ごとに「現場・契約情報」の登録を行います。

登録する情報は、「現場情報」「契約情報」「工事情報」の 3 種類があります。

Q13 CCUS 活用に係る費用はどうなるのか

A13 CCUS 活用に係る登録費用、機器設置費用、現場利用料等の費用については、受注者が負担することになります。

Q14 CCUS を活用しなかった場合にペナルティはあるのか。

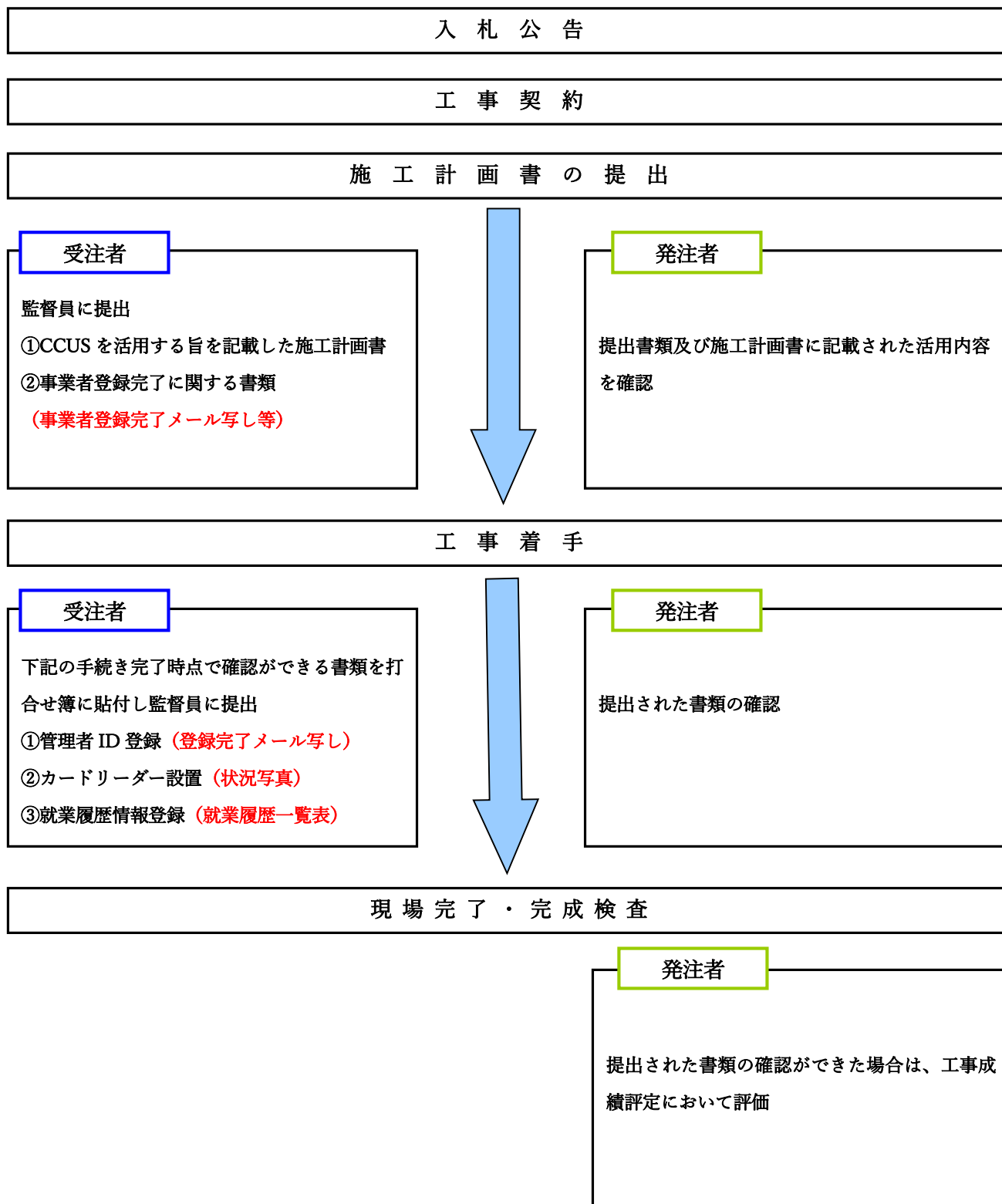
A14 CCUS を活用しなかった場合であっても、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

Q15 CCUS 活用工事としてどのような評価をするのか。

A15 工事成績評定の考査項目「創意工夫」において評価します。

Q16 CCUS 活用工事の進め方について教えてください。

A16 以下のフロー図により進めてください。

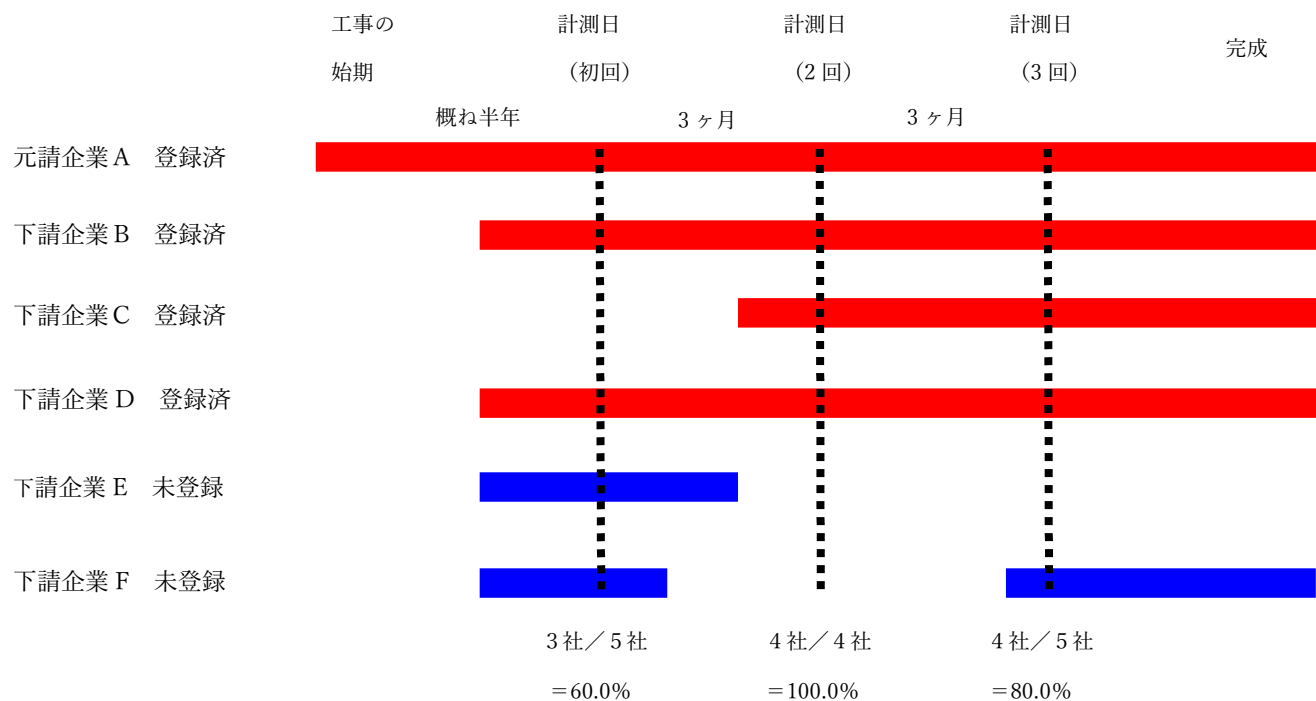


Q17 CCUS 活用工事の各指標の達成状況の算出方法について詳しく教えてほしい。

A17 各指標の達成状況については、計測日（受発注者間で協議し決定）における状況を確認するものであり、指標毎の算出方法は以下のとおりです。

●平均登録事業者率

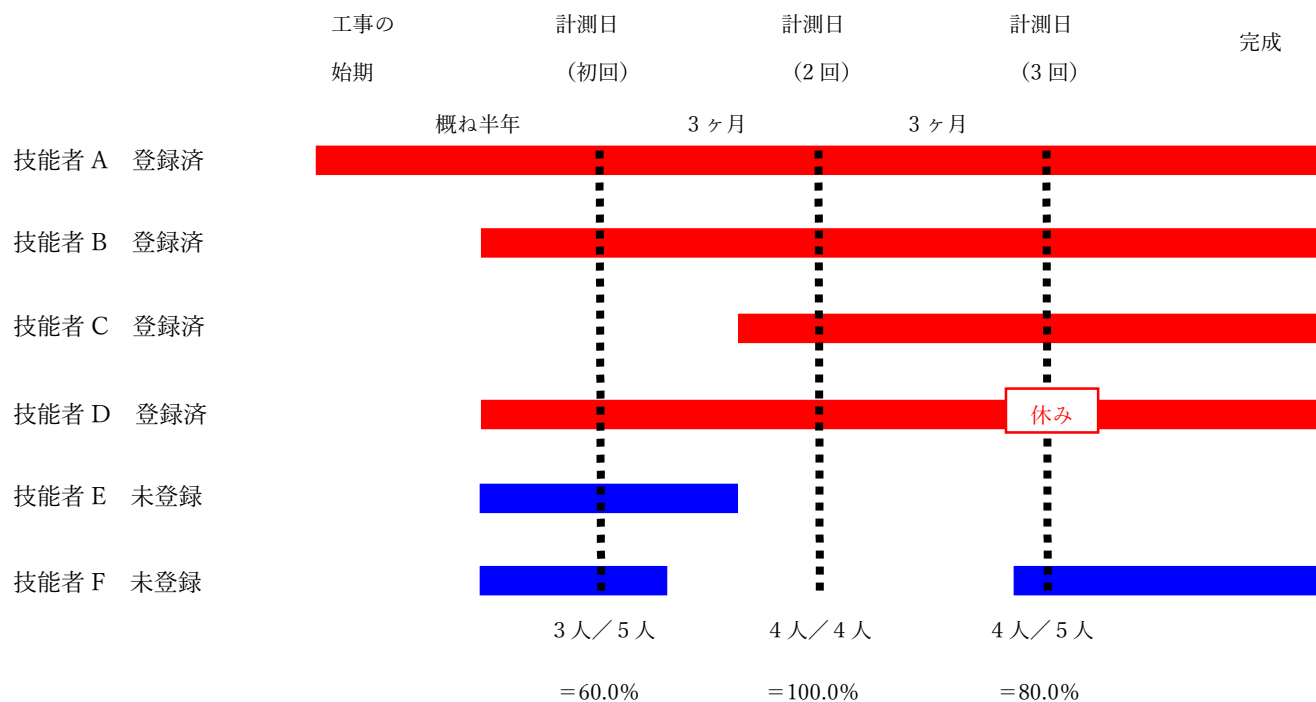
登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値



$$\text{平均登録事業者率} = (60.0 + 100.0 + 80.0) / 3 = 80.0\%$$

●平均登録技能者率

登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値

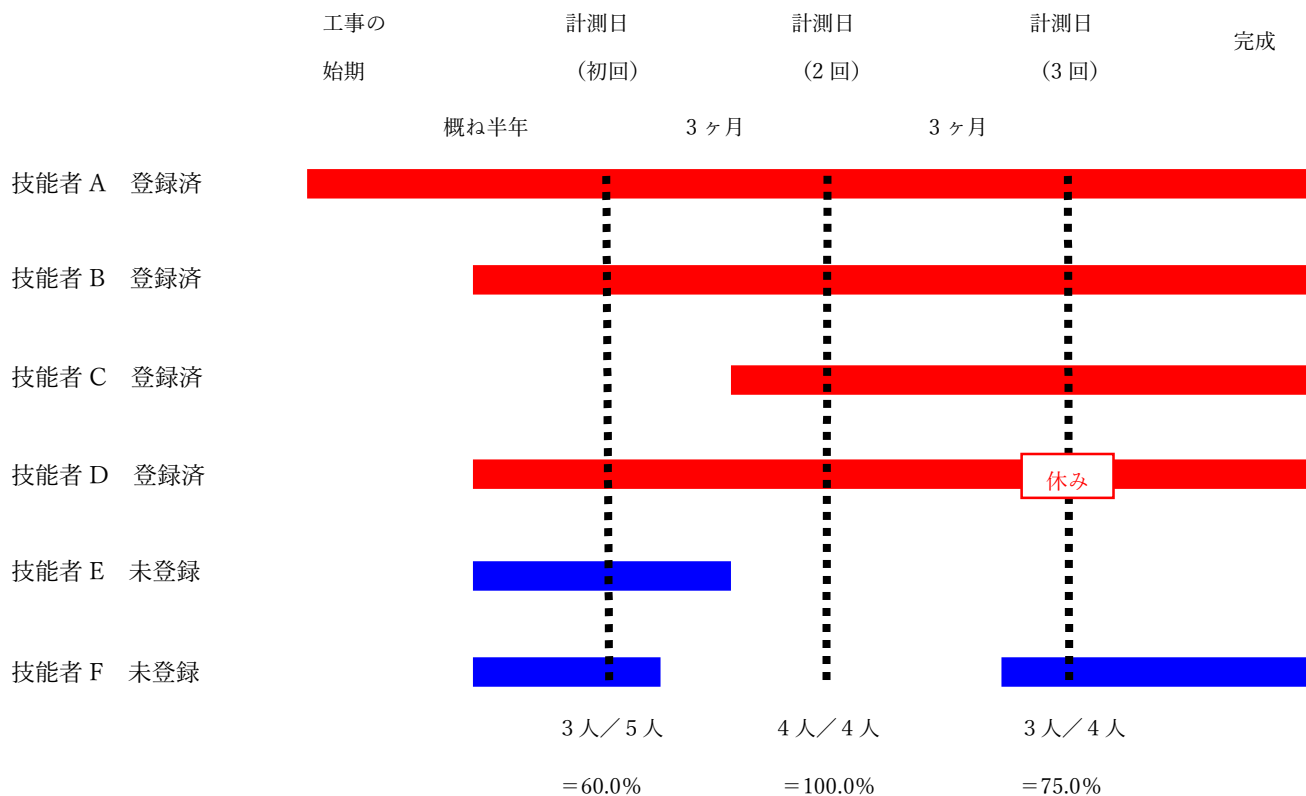


$$\text{平均登録技能者率} = (60.0 + 100.0 + 80.0) / 3 = 80.0\%$$

※技能者 D は、計測日 3 回目に現場入場はなかったが、下請け工期内であるため、カウントする。

●平均就業履歴蓄積率

就業履歴蓄積蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値



平均就業履歴蓄積率 = $(60.0 + 100.0 + 75.0) / 3 = 78.3\%$

※技能者 D は、計測日 3 回目に現場入場はなかったため、カウントしない。

Q18 計測日は受発注者協議により、工期の始期から半年後を初回とする、となっておりますが、
工期が 6 か月に満たない工事は、どうすればいいですか。

A18 工期が 6 か月に満たない場合は、受発注者協議により、任意で計測日を設定してください。

Q19 未達成項目の報告について様式はありますか。

A19 様式は特に定めていませんので、任意の様式にて報告をお願いします。